

串間市若者 UIJ ターン促進事業

三大都市圏等から串間市に移住した 29 歳以下の方に 30 万円を支給

1. 以下（１）～（３）を満たす必要があります。

（１）移住元に関する要件（①～②のどちらかを満たすこと）

- ①転入直前に、連続して 1 年以上、三大都市圏等に在住かつ通勤していた。
- ②受講の為に転入する直前に連続して 1 年以上、三大都市圏等に在住かつ通勤していた。

※人材確保支援策を活用して、農林漁業研修を受講した者のみ
雇用者の通勤の場合は、雇用保険の被保険者であること

三大都市圏等 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県
大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
福岡圏

（２）移住先に関する要件

- ☐転入時において 29 歳以下であること。
※転入した年度の 3 月末までに 30 歳となる者も含む
- ☐申請時において、転入後 1 年以内であること。
※農林漁業研修を受講した者は、研修期間に含めない
- ☐申請日から 5 年以上継続して串間市に居住する意思があること。

（３）その他要件

- ☐反社会的勢力と関係を持たない。
- ☐日本人であること。または、外国人であって在留資格を持っていること。
- ☐過去 10 年以内に、申請者及び世帯員が移住支援金及び本事業交付金を受給していないこと。
- ☐県税及び市税に滞納が無いこと。
- ☐県及び串間市が若者 UIJ ターン促進事業補助金対象者として不適当と認めた者でないこと。

2. 以下（１）～（８）のいずれかの就業要件を１つ満たす必要があります。

（１）一般就職に関する要件（移住支援金対象事業所）

- ☐ 就業先が、「[ふるさと宮崎人材バンク](#)」において移住支援金対象と掲載された求人である。
※ふるさと宮崎人材バンクサイトを介すか否かは問わない
- ☐ 求人への応募日が、移住支援金対象の求人としてふるさと人材バンクに掲載された日以降であること。
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している。
- ☐ 申請時から 5 年以上、継続して勤務する意思がある。
- ☐ 新規の雇用であること（出張や転勤等ではない）。

（２）一般就職に関する要件（ふるさと人材バンクに掲載された事業所）

- ☐ 就業先が、「[ふるさと宮崎人材バンク](#)」に掲載されている求人である。
- ☐ 求人への応募日が、ふるさと宮崎人材バンクに掲載された日以降である。
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している。
- ☐ 申請時から 5 年以上、継続して勤務する意思がある。
- ☐ 新規の雇用である。（出張や転勤等ではない）。

（３）個人経営事業所に関する要件

- ☐ 個人事業所に就業した者のうち、農林漁業又は医療福祉（看護師、保育士）事業にかかる人材確保支援策を活用したもの。
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している
- ☐ 申請時から 5 年以上、継続して勤務する意思がある

（４）専門人材に関する要件（プロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業）

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること。
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業している。
- ☐ 申請時から 5 年以上、継続して勤務する意思がある。
- ☐ 新規の雇用である。（出張や転勤等ではない）。
- ☐ 解散を前提とした個別プロジェクト参加等、離職することを前提とした就業でないこと。

(5) 自営による農林漁業への就業に関する要件

- ☐ 農林漁業にかかる人材確保支援策を活用した者であること。
- ☐ 申請時から 5 年以上、申請者が自営での農林漁業への就業を継続する意思があること。

(6) (1) ～ (5) 以外の就業に関する要件

- ☐ 勤務地が宮崎県内に所在すること。
- ☐ 申請時において、週 20 時間以上の無期雇用契約での雇用で就業していること。
- ☐ 申請前に串間市長が地域の担い手の確保に資すると認めた事業所への就業であること
- ☐ 申請時から 5 年以上、継続して勤務する意思があること。
- ☐ 新規の雇用である。(出張や転勤等ではない)。

(7) 起業に関する要件 (以下のアカイのいずれかを満たす必要がある)

- ア ☐ 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領で宮崎県知事が定める起業支援金の交付決定を受けた者であること。(女性・若者応援！起業チャレンジ支援事業費補金等)
- イ ☐ 串間市で実施する事業であること。
 - ☐ 市内において、法人の登記または個人業の開業届を行う者であること。
 - ☐ 申請時から 5 年以上、申請を行う者が代表する会社等を継続する意思を有していること。
 - ☐ 対象事業に対して、商工会議所等の支援機関による創業で支援を継続してうける意思がある。
 - ☐ 串間市においてサービスの供給が十分でなく、地域コミュニティの維持に必要な事業である。
 - ☐ 提供するサービスの対価で得られる収益により、自律的な事業の継続が可能であること。
 - ☐ 申請前に、本人確認書類および商工会議所等支援機関の支援を受けて作成した事業計画書を提出し承認を得た事業であること。
 - ☐ 公序良俗に反する事業でないこと。

(8) 事業承継に関する要件

- ☐ 承継する法人役員が、反社会的勢力と関係性を有する者ではないこと。
- ☐ 申請日から 5 年以上、申請者が承継する事業を継続する意思があること。
- ☐ 串間市内で実施する事業であること。
- ☐ 事業内容が、地域経済の活性化、コミュニティの維持に貢献するものであること。
- ☐ 県内の事業支援機関による支援を受け、事業承継が成立したこと。
- ☐ 公序良俗に反する事業でないこと。

(9) 申請に必要な書類等

全要件で提出が必要な書類	
☐ 移住元の住民票の除票または戸籍の附票の写し	・移住元の自治体へ請求 ・世帯主・続柄等の記載があるもの
☐ 若者応援給付金申請書（様式第1号）	市役所で書類をお渡しします
☐ 若者応援給付金の支給に関する誓約書（別紙1）	市役所で書類をお渡しします
☐ 若者応援給付金の支給に係る同意書（別紙2）	市役所で書類をお渡しします
☐ 写真付き身分証明書の写し	運転免許書やマイナンバー等
☐ 世帯全員分の完納証明書（市税）	・市役所の税務課にて発行。 ・申請時において発行日より3か月以内のもの
☐ 世帯全員分の住民票	・市役所の市民協働課にて発行 ・申請時において発行日から3か月以内のもので、「世帯主・続柄等」の記載があるもの
☐ 振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し	
三大都市圏等における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類	
☐ 移住元就業証明書	様式が必要な場合お渡しします
三大都市圏等に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	
☐ 開業届済証明書等	移住元での在勤地を確認できる書類
☐ 個人事業等の納税証明書	移住元での在勤期間を確認
(1) 一般就職要件に該当する場合に提出する書類	
☐ 就業証明書（ふるさと宮崎人材バンク掲載事業）	・ふるさと宮崎人材バンクに掲載されている対象事業所のみ ・様式が必要な場合お渡しします
☐ 就業証明書（個人事業所） ☐ 支援策活用証明書	・個人事業所へ人材確保支援策を活用した就業の場合 ・様式が必要な場合お渡しします
(2) 専門人材要件に該当する場合に提出する書類	
☐ 就業証明書（個人・自営）	就業先事業所の雇用形態、応募日等を確認できる書類

☐ 支援策活用証明書（個人・自営）	市役所にてお渡しいたします
（３）起業に関する要件に該当する場合に提出する書類	
☐ 起業支援金の交付決定通知書	・ 起業支援金交付を受けている場合
☐ 商工会議所支援証明書（ ☐ 開業届済証明書の写し	・ 起業支援金交付を受けていない場合 ・ 様式が必要な場合お渡しします
（４）自営による農林漁業への就業の場合に提出する書類	
☐ 支援策活用証明書	様式が必要な場合お渡しします
☐ 修了証書の写し	※研修機関より発行がある場合
（５）事業承継要件に該当する場合	
☐ 事業承継支援証明書	様式が必要な場合お渡しします
☐ 事業承継の成立を証する書類	契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業承継計画書等
（６）農林漁業研修の受講後に申請する場合	
☐ 農林漁業研修受講証明書	様式が必要な場合お渡しします
☐ 修了証書の写し	発行がある場合